



連携中枢都市圏形成に係る連携協約
の一部を変更する連携協約書



令和3年（2021年）6月25日

札幌市 岩見沢市

札幌市及び岩見沢市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約
の一部を変更する連携協約

札幌市（以下「甲」という。）及び岩見沢市（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定に基づき、平成31年3月29日付けで締結した札幌市及び岩見沢市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

別表(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上 ア 生活機能の強化の表を次のように改める。

ア 生活機能の強化

取組	内容	甲の役割	乙の役割
地域医療	救急医療の維持、向上等に向けた取組の推進等を行う。	救急医療の維持、向上等に向けた取組の推進等について、乙と協力して取り組む。	救急医療の維持、向上等に向けた取組の推進等について、甲と協力して取り組む。
福祉	保育士不足対策に関する検討、生活困窮者自立支援法の任意事業に関する情報共有等を行う。	保育士不足対策に関する検討、生活困窮者自立支援法の任意事業に関する情報共有等について、乙と協力して取り組む。	保育士不足対策に関する検討、生活困窮者自立支援法の任意事業に関する情報共有等について、甲と協力して取り組む。
教育・文化・スポーツ	特色ある教育活動の充実に向けた取組の推進等を行う。	特色ある教育活動の充実に向けた取組の推進等について、乙と協力して取り組む。	特色ある教育活動の充実に向けた取組の推進等について、甲と協力して取り組む。
土地利用	都市計画に関する情報共有等を行う。	都市計画に関する情報共有等について、乙と協力して取り組む。	都市計画に関する情報共有等について、甲と協力して取り組む。
地域振興	にぎわいの創出、女性活躍の推	にぎわいの創出、女性活躍の推	にぎわいの創出、女性活躍の推

	進等を行う。	進等について、乙と協力して取り組む。	進等について、甲と協力して取り組む。
災害対策	災害に備える連携、消防の連携及び協力並びに災害時における連携の推進等を行う。	災害に備える連携、消防の連携及び協力並びに災害時における連携の推進等について、乙と協力して取り組む。	災害に備える連携、消防の連携及び協力並びに災害時における連携の推進等について、甲と協力して取り組む。

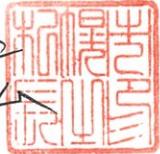
附 則

この連携協約は、締結の日から施行する。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和3年（2021年）6月25日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
札幌市長

秋元克広 

乙 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
岩見沢市
岩見沢市長

松野哲 

